

充電インフラ導入促進費補助金のご案内

愛知県では、電気自動車等の普及を加速し、自動車から排出される温室効果ガスの削減等を目的とし、補助対象施設に充電設備を設置する経費の一部を補助します。

補助対象者

- ・自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者
- ・他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者

補助対象施設

基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設（戸建住宅、個人宅に付随する施設、国及び地方公共団体が所有する施設は除く）

補助対象施設の例

集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設、自治会集会所、月極駐車場等

補助対象設備と補助限度額

対象設備	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助限度基数
急速充電設備	補助対象設備の購入費 〔消費税及び地方消費税を除く。〕	1 / 4	125万円	1施設当たり1基
普通充電設備等			1基当たり17万5千円	1施設当たり10基又は駐車区画数の10%の少ない方

1基当たり補助額

次の①から③を比較して最も少ない額

- ①補助対象設備の購入費×1/4
- ②経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費×1/4
- ③設備の購入価格又は経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費のうち少ない方の額から他の補助金等を減じて得た額

申請の流れ



交付申請書の受付締切：2025年1月31日(金)正午(必着)

- [注意] ・先着順・予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します。
・必ず設置工事の着手前に申請してください。

実績報告書の提出締切：設置工事の完了から30日後 又は2025年2月28日(金)正午の早いほう(必着)

補助対象外となる場合

以下に該当する場合は、交付申請後であっても補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・県から発送される受理通知書又は交付決定通知書の受領前に充電設備の設置工事に着手した場合
- ・2025年2月28日までに充電設備の設置工事が完了しない場合

注意事項

- ・補助を受けた充電設備を所定の期間内に処分する場合、事前に県の承認が必要です。また、この場合、補助金の一部を返還していただきます。
- ・このチラシに記載していない補助要件等については、補助金交付要綱、取扱要領及び補助金申請の手引きをご確認ください。以下のURLに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/evphvinfra-subsidy.html>

申請書の提出

- ・申請書類等の様式は、上記URLよりダウンロードしてください。
- ・充電インフラ導入促進費補助金交付要綱、取扱要領及び補助金申請の手引きをご確認の上、申請書と必要書類を以下の提出先まで、郵送（レターパック・書留等）してください。

【申請書提出先】

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2

【問い合わせ先】

TEL 052-954-6217（平日 9:00～12:00,13:00～17:30）
※年末年始（12/29～1/3を除く）